

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 建築基準適合判定資格者等の登録手数料額について

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る申請を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める。(第百三十六条の二の十九関係)

2 施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。(附則関係)